

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例（環境推進課）	1
○北海道病院事業条例の一部を改正する条例.....（道立病院室）	1
○北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（国保医療課）	2
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例.....（企業局総務課）	2
○北海道立学校条例の一部を改正する条例.....（教育庁高校教育課）	2

条 例

北海道グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第83号

北海道グリーンニューディール基金条例の一部を改正する条例

北海道グリーンニューディール基金条例（平成21年北海道条例第85号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第84号

北海道病院事業条例の一部を改正する条例

北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とし、第8条から第10条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（利益の処分）

第7条 毎事業年度生じた利益は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第1項の規定により欠損金をうめ、なお残額があるときは、法第22条に規定する企業債（以下この項において「企業債」という。）の償還に充てるために、当該残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が当該残額の20分の1に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、欠損金をうめるために、その残額の全部を利益積立金として積み立てるものとする。

（資本剰余金の処分）

第8条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てるものとする。

2 前項の資本剰余金は、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下この項において「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該補助金等に相当する部分を取り崩して当該損失をうめることができる。

3 第1項の資本剰余金（前項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）は、利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、

これを取り崩して当該欠損金をうめることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第85号

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「7分の6」を「9分の6」に改め、同条第2項中「7分の1」を「9分の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道国民健康保険調整交付金の交付に関する条例第4条の規定は、平成24年度分の北海道国民健康保険調整交付金から適用する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第86号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とし、第6条から第9条までを2条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の2条を加える。

（利益の処分）

第6条 毎事業年度生じた利益は、法第32条第1項の規定により欠損金をうめ、なお残額があるときは、法第22条に規定する企業債（以下この項において「企

業債」という。）の償還に充てるために、当該残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が当該残額の20分の1に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、欠損金をうめるために、その残額の全部を利益積立金として積み立てるものとする。

（資本剰余金の処分）

第7条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てるものとする。

2 前項の資本剰余金は、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下この項において「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該補助金等に相当する部分を取り崩して当該損失をうめることができる。

3 第1項の資本剰余金（前項の規定により取り崩すことができる部分を除く。）は、利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、これを取り崩して当該欠損金をうめることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第87号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「入学検定料」の次に「、入学料、進級料」を加える。

別表第 1 北海道美唄工業高等学校の項及び北海道札幌稲西高等学校の項を削り、同表中「北海道札幌篠路高等学校」を「北海道札幌英藍高等学校」に改め、同表北海道中川商業高等学校の項及び北海道稚内商工高等学校の項を削る。

別表第 2 中

北海道札幌盲学校	江別市
----------	-----

「

北海道札幌盲学校	江別市
北海道千歳高等支援学校	千歳市

」を

に、「

北海道中札内高等養護学校	中札内村
--------------	------

」を

「

北海道中札内高等養護学校	(本校)	中札内村
	幕別分校	幕別町

」に改め

る。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。